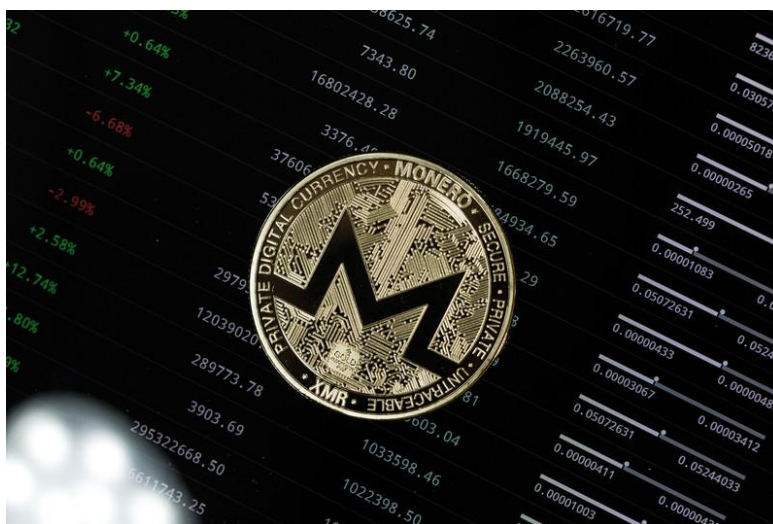


コインハイブ事件 最高裁で逆転無罪



事案の概要

被告人は、平成29年9月当時、音声合成ソフトウェアを用いて作られた楽曲の情報を共有するウェブサイト「X」を運営していた。

コインハイブは、平成29年9月、コインハイブチームにより提供が開始されたウェブサービスである。その内容は、登録したウェブサイトの運営者（以下、「登録者」という。）に対し、ウェブサイト閲覧者が閲覧中に使用する電子計算機の中央処理装置に同閲覧者の同意を得ることなく仮想通貨Monero（モネロ）の取引台帳へ取引履歴を追記する承認作業等の演算を行わせ、その演算が成功すると、報酬として仮想通貨の取得が可能になるというマイニングを実行するプログラムコード

（以下、「本体プログラム」という。）を取得するためのプログラムコードを提供し、報酬の7割を登録者に分配し、3割をコインハイブチーム側が取得するというものであり、登録者が、提供された前記プログラムコードをウェブサイト内に設置すると、閲覧者の電子計算機によりマイニングが実行され、登録者が報酬の分配を得ることができるというものであった。

コインハイブによるマイニングの仕組みは、前記プログラムコードが設置されたウェブサイトを開覧すると、同プログラムコードの指令により閲覧者の電子計算機が自動的に本体プログラムが蔵置されたサーバコンピュータに接続され、本体プログラムが読み込まれてマイニングを指令され、その指令により閲覧者の電子計算機の中央処理装置が演算を行い、演算結果が同サーバコンピュータに送信されるというものであり、閲覧を終了するとマイニングも終了するというものであった。



被告人は、X閲覧を通じて利益を得るため、平成29年9月21日、コインハイブに登録し、提供されたプログラムコードに、被告人に割り当てられたサイトキーを記述したもの（本件プログラムコード）を、サーバコンピュータ上のX内に設置し、本件公訴事実の期間中、Xを構成するファイル内に蔵置して保管した。本件当時、一般の利用者に、ウェブサイトの収益方法として閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという仕組みは認知されていなかったが、被告人は、Xに、閲覧中にマイニングが行われることについて同意を得る仕様を設けたり、マイニングに関する説明やマイニングが行われていることの表示をしたりすることなく、本件プログラムコードを保管していた。

被告人は、本件プログラムコードにおいて、閲覧者の電子計算機の中央処理装置使用率を調整する値を0.5と設定した。この数値の場合、マイニングを実行すると、閲覧者の電子計算機の消費電力が若干増加したり中央処理装置の処理速度が遅くなったりするが、極端に遅くはならず、これらの影響の程度は、閲覧者が気付くほどではなく、また、一般的なウェブサイトで広く実行されている広告を表示するプログラム（以下、「広告表示プログラム」という。）と有意な差異はなかった。

最判令和4年1月20日の判断

第1審は無罪、原審は罰金10万円としたが、最高裁（山口裁判長）は破棄自判し、無罪判決が確定した。

不正指令電磁的記録に関する罪は、電子計算機において使用者の意図に反して実行される不正プログラムが社会に被害を与え深刻な問題となっていることを受け、電子計算機による情報処理のためのプログラムが、「意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令」を与えるものではないという社会一般の信頼を保護し、ひいては電子計算機の社会的機能を保護するために、反意図性があり、社会的に許容し得ない不正性のある指令を与えるプログラムの作成、提供、保管等を、一定の要件の下に処罰するものである。

反意図性は、当該プログラムについて一般の利用者が認識すべき動作と実際の動作が異なる場合に肯定されるものと解するのが相当であり、一般の利用者が認識すべき動作の認定に当たっては、当該プログラムの動作の内容に加え、プログラムに付された名称、動作に関する説明の内容、想定される当該プログラムの利用方法等を考慮する必要がある。

また、不正性は、電子計算機による情報処理に対する社会一般の信頼を保護し、電子計算機の社会的機能を保護するという観点から、社会的に許容し得ないプログラムについて肯定されるものと解するのが相当であり、その判断に当たっては、当該プログラムの動作の内容に加え、その動作が電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響の有無・程度、当該プログラムの利用方法等を考慮する必要がある。

Xは、閲覧中にマイニングが行われることについて同意を得る仕様になっておらず、マイニングに関する説明やマイニングが行われていることの表示もなかったこと、ウェブサイトの収益方法として閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという仕組みは一般の利用者に認知されていなかったことといった事情がある。これらの事情によれば、本件プログラムコードの動作を一般の利用者が認識すべきとはいえず、反意図性が認められる。

保護法益に照らして重要な事情である電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響は、X閲覧中に閲覧者の電子計算機の中央処理装置を一定程度使用することにとどまり、その使用の



程度も、閲覧者の電子計算機の消費電力が若干増加したり中央処理装置の処理速度が遅くなったりするが、閲覧者がその変化に気付くほどのものではなかったと認められる。

また、ウェブサイトの運営者が閲覧を通じて利益を得る仕組みは、ウェブサイトによる情報の流通にとって重要であるところ、被告人は、本件プログラムコードをそのような収益の仕組みとして利用したものである上、本件プログラムコードは、そのような仕組みとして社会的に受容されている広告表示プログラムと比較しても、閲覧者の電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響において有意な差異は認められず、事前の同意を得ることなく実行され、閲覧中に閲覧者の電子計算機を一定程度使用するという利用方法等も同様であって、これらの点は社会的に許容し得る範囲内といえるものである。

さらに、本件プログラムコードの動作の内容であるマイニング自体は、仮想通貨の信頼性を確保するための仕組みであり、社会的に許容し得ないものとはいえない。

本件プログラムコードは、社会的に許容し得ないものとはいえず、不正性は認められない。

Practical tips

本件は、法務省により複雑困難事件10選に選ばれた著名な事件であり、激しい論争を巻き起こした。インターネットユーザーの間でもその評価の賛否は分かれ、他人のパソコンのCPUを勝手に使って金儲けをしている、気持ち悪い、倫理的にはアウトという声がある一方、ウイルスとは異なる、ネット広告と異ならない、ネット広告に代わるマネタイズの方法を提示したものである、いかなるウェブサイトの閲覧についても、あなたのパソコンのCPUを使いますよと指摘しなければならなくなる、などの声も挙がっていた。警察は、コインハイブで、閲覧者が気づかないままマイニングをさせている、金銭目的で他人のPCを無断で使っている点が悪質だ、と主張した。検察は、サラム法であり、影響は軽微ではない、クリプトジャッキングに相当する行為で、国際的にもサイバー犯罪として取り締まられており、違法性を否定すれば我が国を世界中からのCPUの無断使用の草刈り場に置くことと等しい、などと主張した。これに対して、弁護人は、個々のJavaScriptのプログラムの実行に際し閲覧者の承諾を得る慣行はない、違法とすると、グーグルアナリティクスや広告との明確な線引きができず、我が国のプログラム開発が委縮する、本件は自分のウェブサイトにJavaScriptを設置しており、クリプトジャッキングとは全く異なる、などと主張した。本罪の法案の参議院法務委員会での可決時には、本罪について、「その捜査等に当たっては、憲法の保障する表現の自由を踏まえ、ソフトウェアの開発や流通等に対して影響が生じることのないよう、適切な運用に努めること。」とする附帯決議がなされていることを指摘する見解や、立法時に想定していたコンピュータウイルスの範囲を超えるものであるとの見解もあった。ノートンは、コインハイブが埋め込まれているサイトにアクセスしようとする、接続を遮断していた。

原審において有罪判決が出た後、弁護人は日本ハッカー協会のHP上において意見書を募集し、計47通の意見書を最高裁に提出した。

最高裁は、反意図性については、閲覧者の同意がなかったこと、マイニングの説明・表示がなかったこと、マイニングが一般に認知されていなかったことを挙げて肯定した。他方、不正性については、閲覧者に与える不利益を具体的に検討し、また、「ウェブサイトの運営者が閲覧を通じて利益を得る仕組みは、ウェブサイトによる情報の流通にとって重要である」と明示した上で、事前の閲覧者の同



意がないことについて社会的に受容されている広告表示プログラムと同様であるとして、否定した。裁判官 5 人全員一致の意見であり、補足意見や反対意見はなかった。

最高裁判決に対しては、新聞社や通信社が広告表示をやめ、サイト運営のための費用を無断マイニングで賄った場合、どのように判断されるのか（園田名誉教授）、CPU やメモリに対する負荷が大きい場合には異なる判決となる可能性があるのではないか、などの指摘もなされている。

執筆者紹介



弁護士・NY 州弁護士

阿部 隆徳



ABE & PARTNERS 阿部国際総合法律事務所

TEL 06-6949-1496
FAX 06-6949-1487
MAIL abe@abe-law.com



www.abe-law.com

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号 松下 IMP ビル

本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、abe@abe-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。